

FUJIEDA ROTARY CLUB

# 藤枝ロータリークラブ会報

第2293回 通常例会/小杉苑

♪ソングリーダー… 河森 栄介君 ♪ソング… 我らが藤枝ロータリー

会長:大塚 高弘 副会長:玉木 潤一郎 幹事:平和則・江崎 晴城 副幹事:鈴木 邦昭・土屋 富士子

事務局: 藤枝市青木1-11-10 TEL:054-647-2300 FAX:054-647-2040 E-mail: club1972@fujieda-rotary.org

例 会: 毎週水曜日 小杉苑  
藤枝市青木2-35-30  
TEL:054-641-3321



2019-2020年度  
R1テーマ  
ロータリーは世界をつなぐ

## ■ 会長報告

大塚 高弘君

本日は石川先生、大阪の遠方よりお忙しい中、卓話にお越し頂きまして誠に有難う御座います。この後の卓話を宜しく願います。



さて、週末の台風19号の被害はありませんでしたか?最近の天気予報は雨つぶの大きさが計れるほど正確に予測出来るようで、予報を甘く見ないで災害対策と準備をした方が良いと思います。

また、急に肌寒くなりましたので、風邪などひかない様に充分健康管理をしてください。

先週の冠講座の開講の様子を江崎幹事の協力により静岡新聞の朝刊に掲載していただきました。ありがとうございました。10月27日のロータリー財団補助金事業、藤枝再発見健康ウォーキングも宜しく願います。

その時にロータリーと解るものを身に着けて頂きたいので、帽子が無い方は2592円と実費負担になりますが事務局で注文致しますのでご連絡ください。

メイキャップについては、他のクラブの例会へ出席したらメイキャップになります。自クラブへの名前の記入はメイキャップになりませんので注意してください。ただし冠講座の出席はメイキャップとしています。

以上、会長報告とさせていただきます。今日の例会、宜しく願います。

## ■ 理事会報告

江崎 晴城君

- 11、12月プログラムが承認されました。11/6臨時総会・地区大会報告となりました。
- 10/27 健康ウォーキングについて、承認されました。会員への出席案内を作成 FAX へ。
- 11/12 冠講座について、安間ガバナーへ案内と会員へ出席案内が承認されました。FAX へ。
- 11/30IM について、例会扱いとして会員へ出席確認を FAX することが承認されました。
- 12/18 クリスマス家族夜間例会について、継続審議となりました。
- 11/17 インターアクト指導者講習会について、RC からは河森君・北島君が参加する事で承認されました。
- 指名委員会について、会長副会長1名・幹事副幹事2名を選出する事が承認されました。
- 新会員入会について、承認されました。10/16例会にて回覧。11/6 入会へ。
- 藤枝市民ゴルフ大会協賛について、例年通り1万円の協賛が承認されました。
- 第81回植木まつり花と緑のフェスタ in ふじえだについて、出席しない事が承認されました。
- 臨時総会について、11/6 に開催する事が承認されました。委任状・議案を含めた会員への出席案内を作成 FAX へ。

## ■ 幹事報告

江崎 晴城君

- 一般社団法人ロータリーの友事務所さまより広報誌「Rotary 友と歩む地域と歩む」(第12版)のご案内が届きました。
- ロータリー米山記念奨学会さまより「ロータリー米山記念奨学会50年のあゆみ」のご案内が届きました。2018年度決算報告が届きました。
- 東日本観光(株)さまより国際ロータリーホノルル大会の参加旅行募集案内が届きました。
- 藤枝市ゴルフ連盟さまより第45回藤枝市民ゴルフ大会の御礼が届きました。

出席報告

松葉 義之君

本日のホームクラブ 出席者	前回の補正出席者
36/42 85.71%	27/42 64.28%

(1)欠席者(事前連絡とメイクアップをどうぞ)

○落合君 ○玉木君 ○松葉隆君 大杉君  
鈴木舜君 仲田晃君

(2)メイクアップ者

横山 稔君 (日本平)  
池ノ谷 敏正君 (冠講座 10/15)  
石垣 善康君 (冠講座 10/15)  
大塚 高弘君 (冠講座 10/15)  
平 和則君 (冠講座 10/15)  
平野 純也君 (冠講座 10/15)  
松葉 隆夫君 (冠講座 10/15)  
横山 稔君 (冠講座 10/15)

ゲスト

税理士法人 ファミリー 代表税理士 石川 勝彦様

外部卓話

税理士法人  
ファミリー  
代表税理士  
石川 勝彦様



講師略歴

石川 勝彦 (いしかわ かつひこ)  
大阪府出身。2004年税理士法人FP総合研究所に入所し2016年に退所、同年石川勝彦税理士事務所開業。2017年税理士法人ファミリーを設立、代表社員に就任。法人・個人を問わず相続や資産対策のコンサルティング、税務指導、経営助言等を行い、各種セミナー、勉強会等も積極的に開催している。著書に『遺言があることの確認』(共著、TKC出版)などがある。

**すぐできる相続対策**

税理士法人ファミリー  
代表税理士：石川 義之  
〒950-0012  
大崎町(東武東上線)1丁目7-12  
グレース大崎駅前ビル202号  
TEL:06-6556-9931 fax:06-6557-8878

**相続対策とは・・・**

1.節税対策  
2.納税資金対策  
3.遺産分割対策

**相続対策の進め方**

**節税対策にはどういったものがある？**

【相続対策に近づける方法】  
1. 贈与が最も効果的である  
2. 相続税控除の形を整えて小さくする

【節税対策】  
① 贈与  
② 生命保険の非課税枠活用  
③ 贈与控除の特典による贈与による贈与の控除  
④ 配偶者控除の活用  
⑤ 自己株式の処分  
⑥ 復讐控除の活用  
⑦ 電子決済による相続対策 等

**贈与による対策の基本 (贈与課税の活用法)**

【贈与税の計算方法】  
(贈与財産の評価額 - 110万円) × 税率 - 贈与税

贈与財産の評価額	課税部分	税率	贈与税
110万円以下	0円	0%	0円
110万円超	0円	0%	0円
110万円超	0円	10%	11万円
110万円超	0円	20%	22万円
110万円超	0円	30%	33万円
110万円超	0円	40%	44万円
110万円超	0円	50%	55万円
110万円超	0円	60%	66万円
110万円超	0円	70%	77万円
110万円超	0円	80%	88万円
110万円超	0円	90%	99万円
110万円超	0円	100%	110万円

**贈与による相続対策の有効性は？**

【贈与税の計算方法】  
(310万円 - 110万円) × 税率10% = 20万円

20万円 ÷ 310万円 = **約6.5%**

相続税の税率表

相続税中にも課税対象となる  
課税でも**10%**

相続税が90%免除される(基礎控除を控除する)に110万円  
贈与で不要になる(約6.5%)

相続対策としては、110万円以上の贈与(約6.5%)

**節税対策としての贈与 (贈与が多ければ節税)**

贈与になると思っていたのに...

贈与税：年間110万円まで非課税

節税対策となり得る贈与...  
贈与が多ければ節税

### 名義預金の判断基準とは？

名義預金とは「するが預金は、次のとおり原則とし、総合的に判断されます。

- 1. 実用性
- 2. 家族の間の財産の移転の手段が同一である
- 3. 名義預金と実預金
- 4. 実質的支配
- 5. 社会的常識
- 6. 贈与の意思表示
- 7. 贈与の相手
- 8. 贈与の相手

上記のことに普段から気を付けておくことが重要です！

### <参考> 事業承継税制の概要

【自営の事業承継者に対する】

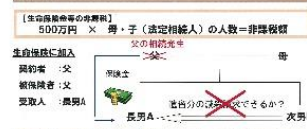


【自営の事業承継者に対する】



### 生命保険契約の非課税枠活用

生命保険契約の非課税枠は、500万円×身・子（法定相続人）の人数＝非課税枠

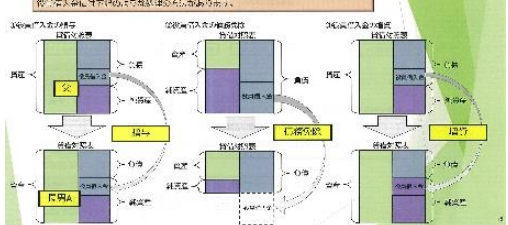


500万円×3人(母・長男A・長男B)＝1,500万円が非課税で長男へ渡せます！

- ・相続税の負担が軽減されます！
- ・相続人の納税資金を確保できます！
- ・遺産分割協議を回避して、確実に長男に生命保険金を渡せます！

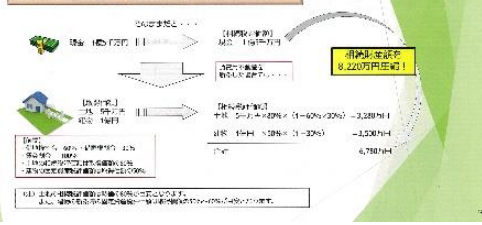
### 役員借入金処理

役員借入金とは、役員が会社から借入金し、役員報酬や退職金として受け取ることを指します。



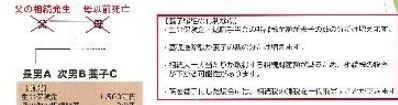
### 賃貸マンションの取得による財産の圧縮

賃貸マンションの取得は、相続税の負担を軽減する効果があります。



### 養子縁組による相続対策 (1)

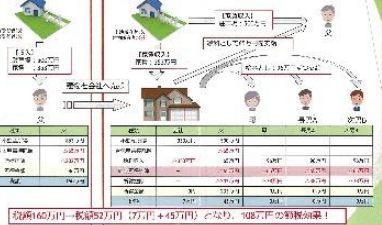
養子縁組により、法定相続人となることで相続税の負担を軽減できます。



項目	長男A	次男B	養子C
相続税負担	1,000万円	500万円	500万円
相続税負担率	10%	5%	5%
相続税負担総額	1,000万円	500万円	500万円
相続税負担率	10%	5%	5%
相続税負担総額	1,000万円	500万円	500万円

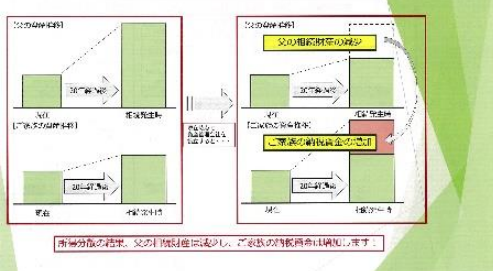
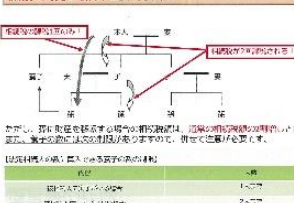
### 資産管理会社の活用

資産管理会社は、相続税の負担を軽減する効果があります。



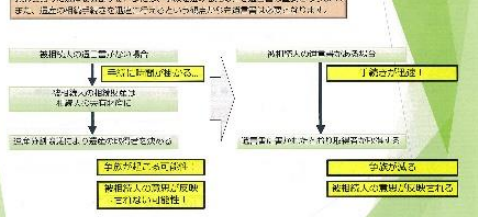
### 養子縁組による相続対策 (2)

養子縁組により、法定相続人となることで相続税の負担を軽減できます。



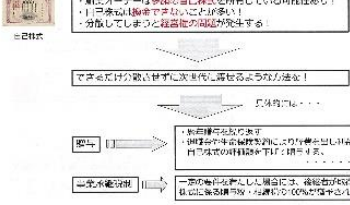
### 遺言書の作成

遺言書の作成は、相続税の負担を軽減する効果があります。



### 自己株式の処分

自己株式の処分は、相続税の負担を軽減する効果があります。



### 遺留分について

遺留分とは、相続人の相続財産の割合に一定の割合を留保することを指します。





■ **ロータリーの友紹介** 森下 敏顯君

『ロータリーの友 10月号紹介』

それでは 10月号のロータリーの友の紹介をさせていただきます、今月号の横書き 6ページから 18ページ



までは R I マローニー会長とゲイ夫人が R I 会長に就任して初めての海外訪問に日本を選ばれ主要都市ばかりではなく青森県、福島県、東京、神奈川、愛知県の各ロータリークラブを訪問、各地で大変な歓迎を受け歓待された様子が載っております。来日してすぐ青森県の 2830 地区の IM に参加されたそうです。

IM に R I 会長夫妻参加というのはすばらしいかぎりです。

30 ページには『ロータリー日本 100 年史』の刊行に向けてとして編纂室のメンバーの方の座談会が載っていますが我々 2620 地区の 2019 ~ 2020 年度ガバナーノミニー、甲府北 R C の小林聰一郎氏がパストガバナーの皆さんと共に載っていましたが、ガバナーをやられる方はノミニーの時から R I 全体の役割をやられているんだと思大変なお役目と改めて感じました。34 ページには例会での服装についてのご意見がいろいろ載っています。

さて縦ページの 9 ページの名物ロータリアンは横浜 R C の工藤誠一氏であります。

名門校聖光学園理事長である、工藤先生の人生が載っております。

今月号も内容濃くなっています。

それではご清聴ありがとうございました。

■ **冠講座委嘱状授与**





## 《10月～11月の事務局開局日時》

月	火	水	木	金
14	15	16	17	18
閉局	10:00～ 16:00	9:30～ 17:00	10:00～ 16:00	閉局
21	22	23	24	25
10:00～ 16:00	閉局	閉局	10:00～ 13:00	閉局
28	29	30	31	11/1
閉局	閉局	閉局	10:00～ 16:00	10:00～ 16:00
4	5	6	7	8
閉局	10:00～ 16:00	9:30～ 17:00	10:00～ 16:00	閉局
11	12	13	14	15
閉局	10:00～ 17:00	10:00～ 16:00	14:00～ 17:00	閉局
18	19	20	21	22
閉局	10:00～ 16:00	9:30～ 17:00	閉局	10:00～ 16:00
25	26	27	28	29
閉局	10:00～ 16:00	閉局	14:00～ 17:00	10:00～ 16:00

## ★冠講座

<開講日>

令和元年 10月 15日(火)

<講義内容>

「司法書士という仕事」

(保証と契約の基礎を学びつつ)

<担当者>

早川・池ノ谷合同司法書士事務所

副所長 池ノ谷 敏正君

※ 開局日時は変更になる場合があります。  
最新の情報は、ホームページでご確認ください。

(担当/石川君)